

## 奈良市議会 6 月定例会（2022 年 5 月 31 日）請願 討論

北村

【請願第 2 号】土地利用規制法の廃止を求める意見書決議の請願書（令和 4 年 3 月 14 日受理）  
（請願者）奈良市山陵町 872-5 熊田眞幸 外 32 名 （紹介議員）北村拓哉

### 【討論】

私は、日本共産党奈良市会議員団を代表して、「請願第 2 号 土地利用規制法の廃止を求める意見書決議の請願書」を「採択すべき」との立場から討論を行います。

本請願は、奈良市議会として、土地利用規制法の廃止を求める意見書を決議・採択することを求めて提出されたものです。私は本請願の紹介議員をさせていただきます。

土地利用規制法、正式名称は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」ですが、昨年 6 月に国会で可決・成立し、本年 6 月の一部施行、9 月の全面施行に向けて政省令が準備されています。

法案審議は、衆・参あわせて 26 時間にすぎず、審議のなかで指摘された数多くの問題点や懸念点が明確にされず、置き去りにされたまま、拙速な審議で強行採決されました。

そもそも政府が法案提出の口実にしたのが、北海道の千歳（ちとせ）市や長崎県の対馬（つしま）市の自衛隊基地周辺の土地を外国資本が購入したことで地域住民に不安が広がり、国会や地方議会で議論が行われてきた、地方自治体から意見書も出されているというものでした。

しかし両市の問題が一部メディアで取り上げられるようになったのは 10 年以上前のこと。その後、土地利用のあり方が問題となった事実はありません。千歳市や対馬市の市議会から、安全保障上のリスクになっているといった趣旨の意見書もあがりません。この法律には具体的な「立法事実がない」ことが最大の欠陥です。

同法は、自衛隊や米軍の基地等の施設を「重要施設」とし、その周囲約 1 km 区域内を「注視区域」に指定した上で、内閣総理大臣が区域内の土地・建物の所有者や賃借人の氏名、住所などの情報提供を求めることができる、また、内閣総理大臣が「必要がある」とする場合には、「その他関係者」に関する情報提供も求めることができます。

情報提供のもととなる調査内容として、法律の条文には「氏名又は名称、住所」をあげるほか、「その他政令で定めるもの」と書かれています。土地・建物の利用実態を調査する目的は、「重要施設」の機能等を阻害する行為を防止するためとされていますが、氏名・住所だけでは利用実態の判断は実際には困難であり、国籍や戸籍、職歴、個人情報やプライバシ

一に関する情報、また思想・信条に立ち入るような内容まで調査される恐れがあります。条文上、調査の項目や対象、期間を限定する規定はなく、歯止めとなる具体的担保は何もありません。

昨年12月定例会の本会議質問で、私がこの問題を取りあげた際、市長は「重要施設」に市内の「航空自衛隊奈良基地」もなり得ると答弁され、同基地周辺は、主には法華寺町、法蓮町、佐紀町であり、半径1km内の人口は約4千人と述べられました。

政府は2013年度～20年度に自衛隊基地などに隣接する土地をすでに調査しています。政府が赤嶺政賢衆院議員に提出したリストによれば、全国650の米軍・自衛隊基地に隣接する土地の調査を行い、所有者約8万人が対象になっています。調査は47都道府県におよび、主要基地から無人の通信施設にいたるまで網羅されています。

奈良市内では、法華寺町の航空自衛隊奈良基地だけでなく、山陵町の航空自衛隊奈良基地送信所、藤原台の自衛隊司令施設（射撃場）も対象にあがっています。奈良基地周辺の約4千人だけでなく、実際にはそれ以上の人が調査対象とされているのではないかと思います。注視区域に指定された地域では、不動産価格が下落する等の影響が出ることも考えられます。

同法は「重要施設」に「生活関連施設」も規定しています。ただし条文上、何がその対象となるかは「政令で定める」としか書かれていません。法案審議の段階では、想定対象に「原子力発電所」と「軍民共用空港」が挙げられていましたが、審議のなかで政府はこれ以外の施設に拡大させる可能性も認めました。「生活関連施設」は、国民保護法にも同様の規定があります。そこでは水道用水の取水、貯水、浄水のための施設、配水池、ダム、駅、電気通信の交換設備、放送局などのインフラ施設が対象とされており、土地利用規制法もこうした施設が念頭に置かれていると考えられます。政府の判断で政令を改定すれば、国会の関与なしに対象をいくらでも広げることができます。

「注視区域」内で重要施設の機能を阻害したり、その明らかなおそれのあるときは罰則（2年以下の懲役または200万円以下の罰金）が科されます。しかし肝心の「機能阻害行為」とは何か、どういう行為が禁止されるのかが、法律で特定されていません。「基準があいまい」「適用の仕方は政府の思惑次第」で萎縮効果を与える内容となっています。調査方法も限定する規定がありません。行政機関や地方自治体だけでなく、事業者や地域住民などの第三者から情報を得る仕組みを検討する方針も国会答弁しており「密告的手法」までもがあり得るとなっています。

この点に関して、請願者の方も先日の意見陳述のなかで「たとえば、自宅に憲法9条を守ろうのポスターがはってあれば報告がいくのでしょうか。罰金まではいかないにせよ、調査、報告をするということは、その情報が記録として残っていくわけです。結局、面倒なことは

いやだから、やめておこうとなります。知らず知らずのうちに委縮した行動になりかねません」と不安な気持ちを述べられ、「憲法で保障されている権利にもかかわらず、委縮せざるを得ない状況となりうる危険性を感じます。つまり思想・信条が調査対象となり、プライバシーの侵害など人権侵害の可能性も大いにありうる法律だと言えます」と同法の危険性を指摘されています。

地方自治体の長や「その他の執行機関」は、「氏名又は名称、住所その他政令で定める」情報を提供するものと定められています。「その他の執行機関」とは市町村であれば、教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会などが該当すると思われます。提供する情報は「土地等利用状況調査」となっていますが、政令の策定次第でかなり広範な内容も提供しなければなりません。この点について昨年12月定例会で私が質問した際、市長は「当然ながら公権力による人権侵害があってはならない」と答弁されましたが、法律の条文には、先にもふれた通り、個人情報や、人権やプライバシー侵害になり得る調査を排除する歯止めとなる規定がありません。請願書では、市民の人権やプライバシー侵害に地方自治体が巻き込まれることに対しても強い懸念が示されています。

ロシアによるウクライナへの侵略をみても、戦争が市民の人権を踏みにじるものであることは明らかです。ロシア国内では、反戦運動や真実を伝えようとする報道機関が弾圧され、ロシア国民の知る権利、表現の自由等の基本的人権が侵害されています。

日本でも、いま行われている国会審議で、陸上自衛隊が「グレーゾーン事態」の事例として、報道や反戦デモを「グレーゾーン事態」と位置付けて敵視し、国内での戦争反対の動きを軍事力で抑え込む計画をしていることが暴露され大問題となっています。自衛隊による国民監視の一端が明らかにされた事案が、自衛隊イラク派兵反対の市民運動に対する、陸自情報保全隊による全国的な監視活動でした。いまロシアの侵略に反対し、これに乗じた軍拡や改憲に反対する国民の運動が広がっているだけに、安保法制、特定秘密保護法、共謀罪法などの違憲立法に加え、新たに土地利用規制法によって市民が監視され、自由にもものが言えなくなることは重大であり、戦争につながる状況を知らず知らずに加速させることになるのではないのでしょうか。

請願者の意見陳述で「この法律を知っていく中で、思い出したのが、『この世界の片隅に』という映画で、戦時中、広島の大原にあった軍港をスケッチしていた主人公の女の子が、憲兵にスパイ行為だと連れていかれる場面でした。その当時の法律で要塞地帯法、という法律で許可なく要塞地帯の形状を撮影、模写したものは罰する、という法律があったそうですが、まさしく、この法律に近いのではないかと思います」と述べられました。戦争に道をひらきかねない状況があるいま、土地利用規制法の危険性を広く市民に知らせることが強く求められます。

国会における法案審議が短かったこと、そのこともありメディアでの扱いも大きくなかったことなど色々な要因が重なり、土地利用規制法の成立や問題点をまだまだ知らないままとなっている市民が実際には少なくないと思われます。それだけに本請願を採択することは、同法の人権侵害の危険性などを市民に広く知っていただく絶好の機会となり、その点からも極めて重要です。

私権の制限や人権侵害、市民を監視しあうような社会への回帰をさせてはなりません。「非核平和都市宣言」を決議した奈良市議会として、市民が平和で安心して暮らせる社会を実現するためにも、本請願の願いを受け止め、採択することがぜひとも必要であると意見をのべ、討論いたします。